

## 医療プランワイド 女性疾病入院特約にご加入されているお客さまについて

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

医療プランワイドにご加入されており、医療保障プランにて、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）が原因で入院給付金を受けられている方かつ医師によるコロナの診断日が妊娠・分娩・産褥期間中であった場合、女性疾病入院保険金がお支払いできる可能性がございますので以下のとおりご案内いたします。お手続きをおかけしますが、ご確認をお願い申し上げます。

敬 具

### 記

#### 1. 保険金お支払いについて

- ・妊娠、分娩、産褥期間中にコロナと診断され入院した場合、あるいは保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養された場合（みなし入院）、医療プランワイドに付加されている女性疾病入院特約（以下、女性特約）から保険金をお支払いできる可能性があります。

約款記載の「対象となる女性疾病の分類コード」にある

「妊娠、分娩（べん）および産褥（じょく）の合併症」の「21. その他の産科的病態、他に分類されないもの」

を適用し、「女性疾病の治療を目的として入院されたとき」に該当するものとし「女性疾病入院保険金」をお支払いできる可能性があります。

#### 2. コロナによるみなし入院と保険金お支払い対象について

	医師によりコロナと診断された日		
	2022年9月25日 以前	2022年9月26日 ～ 2023年5月7日	2023年5月8日 以降
みなし入院の対象となる方	全員の方	4類型の方（※1）	対象外
女性特約の保険金お支払い対象 となる可能性がある方	コロナと診断された日 が妊娠・分娩・産褥期間 中だった方	コロナと診断された日 が妊娠期間中だった方 （4類型の方）※1	お支払い対象外

※1 4類型の方とは、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方、妊婦の方となります。

#### 3. 保険金のご請求および「My HER-SYS療養証明（画面）」について

- ・ご請求の際は、妊娠・分娩・産褥期間中にコロナと診断されたことが分かる書類等（母子手帳の写しなど）が必要です
  - ・「みなし入院」による請求手続き時の必要書類として「My HER-SYS療養証明（画面）」のご提出を推奨していますが、今後「My HER-SYS」による療養証明がご利用できなくなる可能性がございますので、早めの請求手続きをお願いいたします。
- なお、「My HER-SYS」の利用期限については各自治体の担当窓口へご照会ください。

以 上

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 公法人第四部 法人営業第一部

(TEL) 045-253-3431

# 医療保険（損保）の女性疾病入院特約の新型コロナウイルス感染症での支払い事例について

女性疾病入院特約（以下、女性特約）にご加入の方が、妊娠・分娩・産褥期間中に新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）と診断され入院した場合、あるいは保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養（みなし入院）された場合、保険金がお支払いできる可能性がございます。なお、みなし入院のお取扱いは以下のとおりです。

	医師によりコロナと診断された日		
	2022年9月25日以前	2022年9月26日～2023年5月7日	2023年5月8日以降
女性特約の保険金お支払い対象となる可能性がある方	コロナと診断された日が妊娠・分娩・産褥期間中だった方	コロナと診断された日が妊娠期間中だった方（4類型の方）※1	お支払い対象外

※1 4類型とは、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方、**妊婦の方**となります。

## 《コロナによるみなし入院で、女性特約から保険金をお支払いできる事例（医師によりコロナと診断された日が2022年9月25日以前の場合）》

● は、医師による「新型コロナウイルス感染症陽性」診断日

	妊娠・産褥期間外	妊娠期間 ※2	分娩	産褥期間 ※3	妊娠・産褥期間外	保険金お支払い可否
事例①		● みなし入院				○
事例②				● みなし入院		○
事例③				● みなし入院		○
事例④	● みなし入院					×
事例⑤					● みなし入院	×
事例⑥	● みなし入院					×

※2 妊娠期間は診断書（母子手帳含む）により判断

※3 産褥期間は診断書（母子手帳含む）により判断